

久御山町役場環境宣言

基本理念

久御山町は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、住民の福祉増進に向け行政サービス、事務・事業の活動に全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。

方針

久御山町役場は、行政サービス、事務・事業活動に係る全ての活動について、環境影響を低減するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 久御山町役場は、SDGs（持続的な開発目標）の視点を取り入れ、豊かで活力ある未来を創造するため、事務・事業に係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図り、持続可能な発展への貢献を最大化する取組を進めます。
2. 久御山町役場が行う事務・事業に係る環境関係法規、条例、規則及びその他の要求事項を順守します。
3. 省エネルギー・再エネルギー、気候変動対策、循環型社会への取組としては、「久御山町地球温暖化対策実行計画（久御山クールドミノ戦略）」を推進し、「環境にやさしい自治体」の実現を目指します。
4. 久御山町役場が行う事務・事業に係る環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 電気・ガス・水道使用量の現状維持
 - (2) コピー用紙使用量の現状維持
 - (3) 公用車のガソリン使用量の現状維持
 - (4) 環境行政サービスの推進
 - (5) グリーン購入法適合製品の調達推進
 - (6) ノー・マイカーデーの実施
 - (7) 役場周辺の清掃活動
 - (8) KES活動の庁内周知
 - (9) 生物多様性に基づく緑化活動
5. 環境宣言は、全職員に周知するとともに誰もが入手可能である久御山町ホームページ等により広く公開します。
6. 久御山町役場は、久御山町地球温暖化対策実行計画に基づく地域の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために目標を設定し、定期的に見直し環境マネジメントシステムを推進します。

制定日 平成18年11月 1日

改訂日 令和 5年 7月 1日

久御山町長 信 貴 康 孝